

角田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

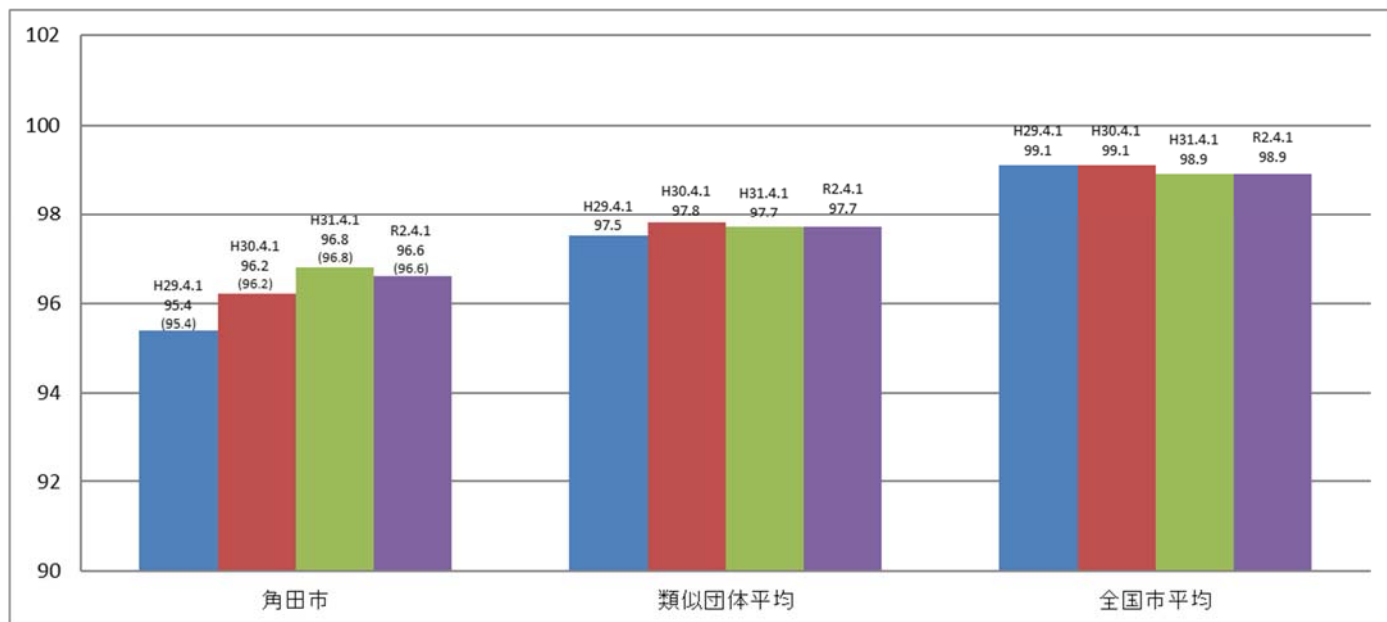
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 28,728	千円 15,553,729	千円 412,841	千円 2,423,867	% 15.6	% 18.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 236	千円 861,078	千円 218,477	千円 338,667	千円 1,418,222	千円 5,812	千円 5,793

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
2年度	円	円	円 ()	%	%	% 改訂なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
2年度	月	月	月	月	月	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

労務職給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）角田市：支給対象外地域 国と同様に見直しを実施。 支給該当地域に勤務した場合、その支給割合に応じて支給。 （実施時期）平成27年4月1日より実施。
--

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 （平成27年4月1日実施）
--

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
角田市	39.6歳	294,913円	369,531円	317,131円
宮城県	42.2歳	319,143円	420,458円	355,306円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	42.2歳	314,534円	371,816円	342,458円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
角田市	52.6歳	9人	306,555円	328,254円	325,056円	—	—	—	—
うち学校業務員	58.0歳	4人	258,825円	272,400円	272,400円	用務員	55.9歳	207,900円	1.31
うち運転技術員	47.8歳	5人	267,020円	308,306円	308,300円	自家用常務運転者	55.1歳	221,900円	1.39
宮城県	52.8歳	157人	311,140円	354,591円	348,034円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円	—	—	—	—
類似団体	51.8歳	16人	299,445円	326,493円	311,455円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
角田市	5,858,055円	—	—
うち学校業務員	4,118,977円	2,862,400円	1.44
うち運転技術員	4,370,558円	2,894,200円	1.51

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成〇～〇年の3ヶ年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
角田市	32.0 歳	246,600 円	272,400 円
宮城県	44.3 歳	368,989 円	444,223 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		角 田 市	宮 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	189,600 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	155,700 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	153,300 円	147,900 円
	中 学 卒	132,300 円	136,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

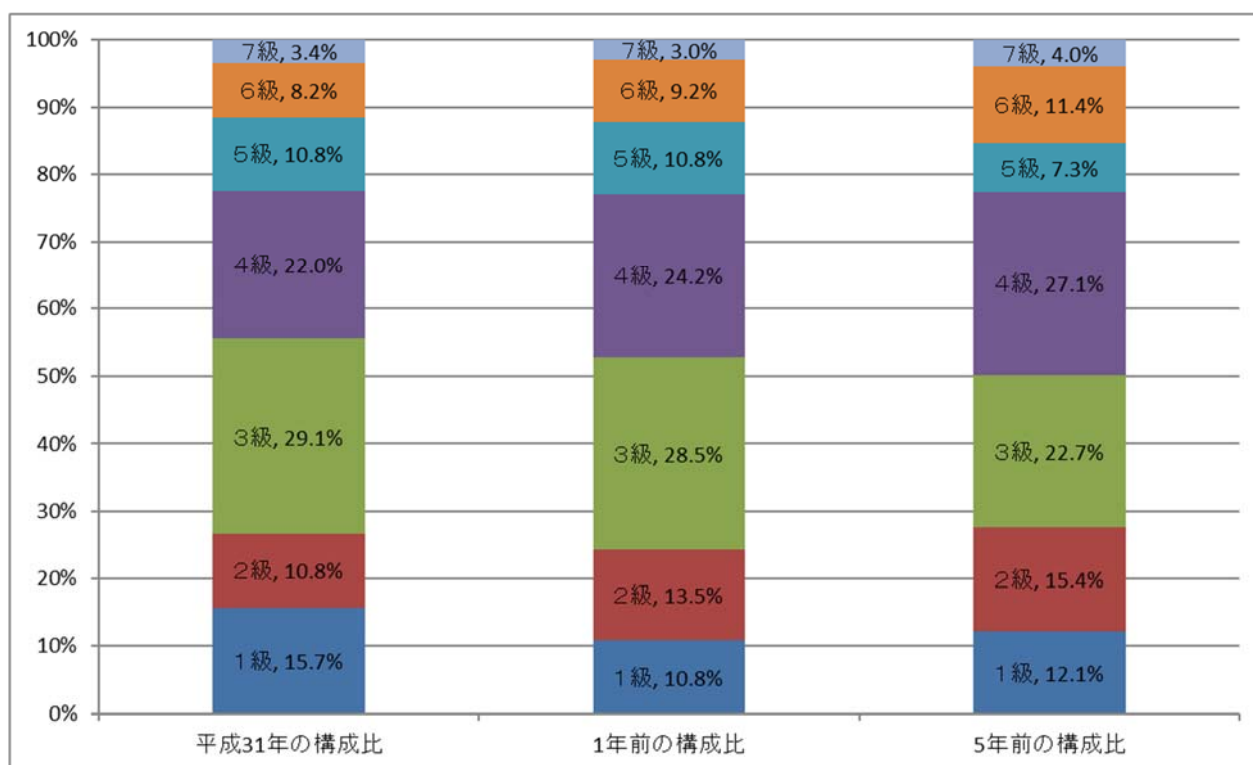
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256,400 円	346,235 円	366,183 円	396,933 円
	高 校 卒	214,800 円	318,100 円	335,967 円	368,567 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	300,250 円	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

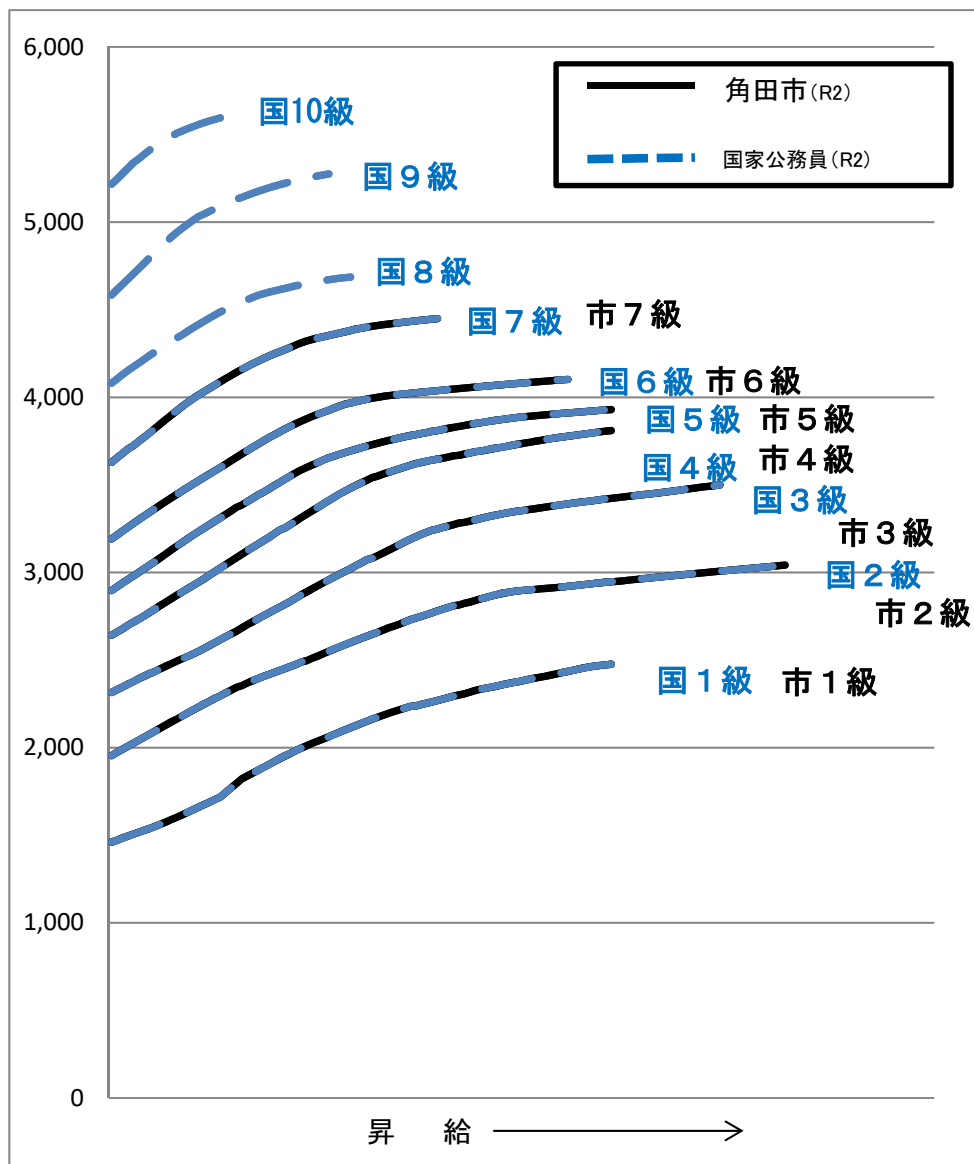
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務 （主事、技師）	42人	15.7%	146,100円	247,600円
2級	特に高度な知識又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの（主事、技師）	29人	10.8%	195,500円	304,200円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの（係長、主査）	78人	29.1%	231,500円	350,000円
4級	課長補佐の職務または、職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの（課長補佐、主幹、副主幹）	59人	22.0%	264,200円	381,000円
5級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの（課長補佐、主幹）	29人	10.8%	289,700円	393,000円
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの（部次長、課長、参事）	22人	8.2%	319,200円	410,200円
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの（部長、会計管理者）	9人	3.4%	362,900円	444,900円

- (注) 1 角田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（角田市）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年度		令和6年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

角 田 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,388 千円	1人当たり平均支給額(元年度) 1,779 千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～15% ・ 管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～15% ・ 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（角田市）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度		令和5年度	

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

角 田 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) (退職時特別昇給 無)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 1年当3%～45%加算)
1人当たり平均支給額 4,531千円 21,138千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		79 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		78,532 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都のうち特別区	20 %	0 人	20 %
宮城県のうち多賀城市	10 %	0 人	10 %
宮城県のうち仙台市・富谷市	6 %	1 人	6 %
宮城県のうち名取市・利府町	3 %	0 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（元年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫業務手当	業務に従事した職員	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症、伝染病に係る患者の救護作業 ・感染症の病原体の処理作業 ・在宅の感染症の患者の訪問調査、療養指導 ・伝染病菌を有する家畜に対する防疫業務 	—	日額500円
不快業務手当	業務に従事した職員	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病死人等の取扱い（外勤）等の業務 ・行旅病の取扱い（外勤）等の業務 ・行旅病死人等の収容等の作業に使用した資材等処理作業 ・非常時に設置した仮設トイレ等のし尿処理又は清掃作業 	—	1件当たり1,000円 1件当たり 500円 1件当たり 250円 1件当たり 250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	138,459千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	567千円
支給実績（30年度決算）	71,907千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	292千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	1 配偶者及び父母等 6,500円 2 子1人につき 10,000円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	23,309千円	240,299円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円で27,000円を限度	同じ	—	14,847千円	291,118円
通勤手当	1 交通機関等の利用者の支給限度55,000円 2 普通自動車等の使用者 ア. 普通自動車以外の使用者 使用距離により 月額2,000円～31,600円 イ. 普通自動車の使用者 使用距離により 月額2,200円～33,000円	一部異なる	2についての使用距離区分	12,337千円	80,110円
管理職手当	・部長級 88,500円 ・理事職 77,400円 ・部次長級 72,700円 ・課長級 62,300円 ・参事級 51,900円 ・保育所長等 49,600円 ・保育所長補佐 46,300円	異なる	支給額	23,167千円	723,969円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員 月額30,000円 加算額 100km～交通距離に応じ月額8,000円～70,000円	同じ	—	—	—

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員 月額 30,000 円 加算額 100 km～交通距離に応じ月額 8,000 円～70,000 円	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務 1 時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	2,254 千円	18,783 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員 勤務 1 時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要により勤務した管理職手当の支給を受ける職員 1 週休日または休日等に勤務した場合 6,000 円～8,000 円 ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を越える場合は、その額に 150/100 を乗じて得た額 2 週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合 3,000 円～4,000 円	同じ	—	3,092 千円	96,625 円
災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)	災害応急対策または災害復旧のため国または他の地方公共団体から派遣された職員が、住所または居所を離れて、市の区域に滞在する場合 滞在する日 1 日につき 3,970 円～6,620 円 (滞在期間、施設の利用区分により)	同じ	—	913 千円	182,620 円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	740,800円 (926,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000 円 / 405,000 円	
	副 市 長	622,200円 (732,000円)	816,000 円 / 512,000 円	
報 酬	議 長	448,000円	528,000 円 / 327,000 円	
	副 議 長	377,000円	462,000 円 / 279,000 円	
	議 員	353,000円	431,000 円 / 259,000 円	
期 末 手 当	市 長	(元年度支給割合) 3.35 月分		
	副 市 長	(元年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	926,000 円×在職月数×0.44	19,557,120 円	任期毎
		732,000 円×在職月数×0.26	9,135,360 円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

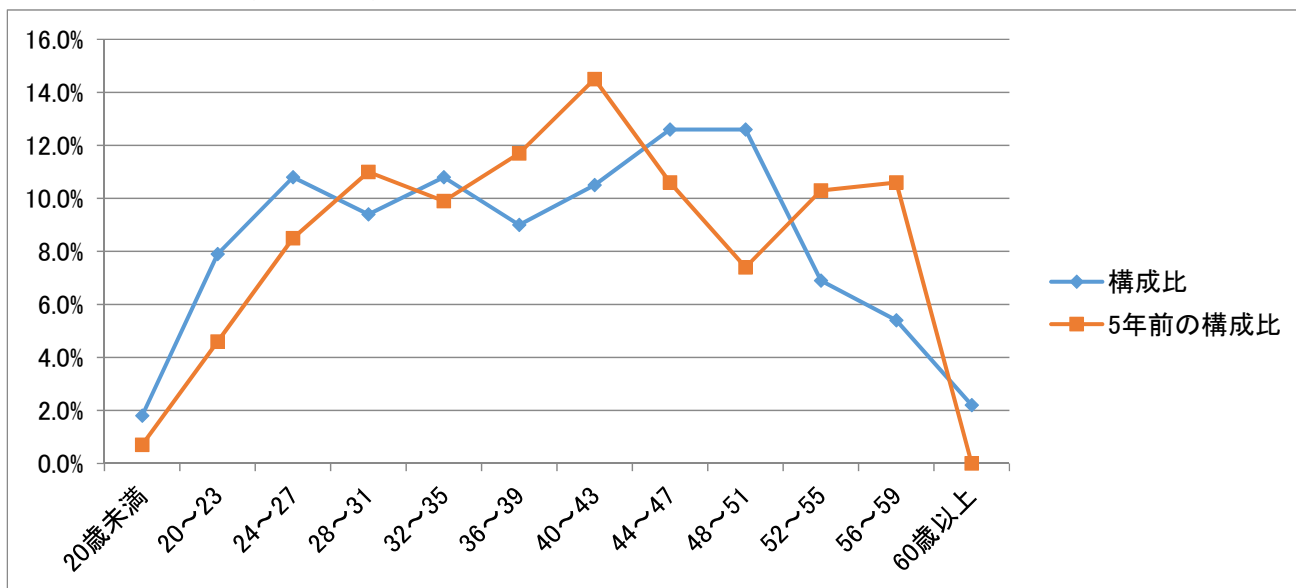
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和元年	令和2年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4		
		総 務	70	77	7	事務のセンター処理化による増
		税 務	14	15	1	業務体制見直しによる増
		民 生	40	37	△3	保育所民設民営施設派遣終了による減
		衛 生	22	22		
		農 林 水 産	18	18		
		商 工	10	10		
		土 木	20	25	5	災害復旧推進による増
		計	198	208	10	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 72.4人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 84.11人)
	教 育 部 門	38	36	△2	欠員不補充による減	
	小 計	236	244	8	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 84.93人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.44人)	
公営企業等会計部門	病 院					
	水 道	10	9	△1	欠員不補充による減	
	下 水 道	7	6	△1	上下水道事業所新設による減	
	そ の 他	16	18	2	業務体制見直しによる増	
	小 計	33	33	0		
合 計		269 [366]	277 [366]	8	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 96.42人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5	22	30	26	30	25	29	35	35	19	15	6	277

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	過去5年間の増減数（率）
一般行政	209	207	206	207	198	208	▲1（▲0.48%）
教育	37	37	37	39	38	36	▲1（▲2.7%）
消防							
普通会計計	246	244	243	246	236	244	▲2（▲0.81%）
公営企業等会計計	36	36	35	35	33	33	▲3（▲8.3%）
総合計	282	280	278	281	269	277	▲5（▲1.8%）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 994,750	千円 47,595	千円 69,815	% 7.0	% 8.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)水道事 業における市 町村平均一人 当たり給与費 千円 6,166
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 11	千円 42,222	千円 5,915	千円 16,953	千円 65,090	千円 5,917	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成27年4月1日より角田市独自に管理職手当を10%減額支給。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
角 田 市	48.5 歳	319,862 円	493,091 円
団 体 平 均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

角 田 市	角田市（一般行政職・団体平均等）
1人あたり平均支給額（元年度） 1,542 千円	1人あたり平均支給額（元年度） 1,388 千円
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

角 田 市			角田市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円			1人当たり平均支給額 4,531千円 21,138千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支 給 実 績（元年度決算）		ー 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		ー 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都のうち特別区	20%	0人	20%
宮城県のうち多賀城市	10%	0人	10%
宮城県のうち仙台市・富谷市	6%	0人	6%
宮城県のうち名取市・利府町	3%	0人	3%
東京都のうち特別区	20%	0人	20%

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		ー 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		ー 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）		ー %		
手当の種類（手当数）		ー		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (○年度決算)	左記職員に対する支給 単価
ー	ー	ー	ー	ー

オ 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	2,249千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	250千円
支給実績（30年度決算）	1,140千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	127千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	1 配偶者及び父母等 6,500円 2 子1人につき 10,000円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	928千円	232,000円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円で27,000円を限度	同じ	—	663千円	221,000円
通勤手当	1 交通機関等の利用者の支給限度55,000円 2 普通自動車等の使用者 ア. 普通自動車以外の使用者 使用距離により 月額2,000円～31,600円 イ. 普通自動車の使用者 使用距離により 月額2,200円～33,000円	一部異なる	2についての使用距離区分	692千円	115,200円
管理職手当	・部長級 88,500円 ・理事職 77,400円 ・部次長級 72,700円 ・課長級 62,300円 ・参事級 51,900円 ・保育所長等 49,600円 ・保育所長補佐 46,300円 ※上記より10%減額して支給。	異なる	支給額	1,384千円	691,530円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員 月額30,000円 加算額 100km～交通距離に応じ月額8,000円～70,000円	同じ	—	—	—

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員 月額 30,000 円 加算額 100 km～交通距離に応じ月額 8,000 円～70,000 円	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務 1 時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ	—	8 千円	7,572円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員 勤務 1 時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	—	170 千円	18,851円
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要により勤務した管理職手当の支給を受ける職員 1 週休日または休日等に勤務した場合 6,000 円～8,000 円 ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を越える場合は、その額に 150/100 を乗じて得た額 2 週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合 3,000 円～4,000 円	同じ	—	—	—